

日本弁理士会会長
下坂スミ子氏に聞く

冒険心を抱いて、新しい仕事に挑戦する



今年四月に日本弁理士会会長に就任した下坂スミ子氏は、40年にわたるキャリアの中で、国際活動委員会をはじめ、弁理士会のさまざまな委員・役員を歴任してきた。氏の弁理士としての歩みと、弁理士の仕事の展望、求められるスキルについてうかがった。

自立の道を求めて

下坂氏が弁理士の仕事に出会ったのは、1950年代の始めのことだった。それまで弁理士についての知識は何もなかったという。職業を持って自立したい一心で郷里の大部分を飛び出し、湯浅・ウェルティ国際特許事務所（その後、湯浅・坂本法律特許事務所に改編）に勤務した。まだ丸の内界限には進駐軍の雰囲気残り、有楽町「そごう」ができ、「有楽町で逢いましょう」がヒットした頃のことである。

自立するのに恰好の職場を得た下坂氏は、上司である湯浅氏の勧めとバックアップもあって中央大学法学部で学び、卒業した63年に弁理士資格も得た。女性弁理士はまだ15人ほど、合格者は年に1人いるかいないかだった。弁理士資格を取得した翌年に、それまで所属していた法律部から特許部に移り、弁理士登録した。「まだ20代でしたし、顧客企業の担当者から、なんだ女かと言われて、女で悪かったわね、とカリカリしたこともありました。今の時代とはずいぶん違います」

ここで、氏は海外から日本に入ってきたメーカーの商標、意匠の登録を中心に手がけていた。高度成長期に入り、購買力を取り戻した日本の市場にはアメリカをはじめとする欧米のトップブランドが押し寄せ、人々を魅了する商品を次々と市場に投入した。

「コカコーラやネスカフェの類似名をつけた商品が

たくさん出て、これに一つずつ異議を申し立てていきました。そうした会社の侵害品の差押えにつきあったのですが、どれも小さな家内工業で、胸の痛い仕事で、逃げ出したい気持ちになったことを覚えています。日本が貧しかったことを表す事案だったと思います。そのほかには、会社を起こす際に社名を決める相談にもなっていました。その会社がだんだん大きく成長していくのが、一番嬉しいことでした」

弁理士として仕事を始めてからすぐ、国際活動委員会に参加するなど、弁理士会の活動も積極的に行ってきた。まだアジア諸国の事情がほとんど伝わってこなかった時代だったため、台湾、韓国などと知的財産権に関するネットワークをつくることを目的とした APAA（アジア弁理士協会）の設立にも関わったそうだ。

高度成長で変わった弁理士の仕事

60年代から70年代初頭までは、工業所有権を検討する学術書や資料も少なかった。しかし、外資の導入が盛んに行われ、知財に関わる知識を誰よりも持っている弁理士や弁護士は引っ張りだこの状況にあった。70年代の半ばに近づくと日本企業の出願数が急増、大企業ならば年間1万5000件から2万件近く出すという状態が生まれ、それまでとは比較にならない程の特許業務の増加で、どの事務所も仕事をこなしきれないような状態だったという。玉石混淆の特許をまとめて一定金額で依頼する企業も現れ、効率よく数でこなしていく特許事務所が現れたのもこの頃ではないかという。

「この時代に、弁理士はみんな金持ち、いえ小金持ちになったのではないのでしょうか。ところが、この現象は、企業と弁理士の立場を変える事態を発生させま

した。弁理士が効率の良い仕事の取り合いをはじめようになったのです。その後、オイルショック、ドルショックで出願件数も減ってきました。こういう変化をずっと見つづけてきた立場から取返していえば、高度成長期を経て弁理士は品格を失い、企業の信頼を失った面があると云えると思います。私共は今、私共が思っているほど、社会から高く評価されているとは思えないところがあるということを知する必要があります。

高度成長は、事務所にも変化をもたらした。氏が入った当初は25人ほどだった所員は、年々増えて、またたく間に300人近くまでふくれあがった。

「事務所が大きくなると、それなりの制度が必要となり、仕事の分野が細分化されると同時に固定されてきます。秘書がつき、仕事の流れが効率的になりますので、弁理士は明細書や意見書のみを書けばあとは自動的に動く。そこで、そこからの流れが見えないということになりました。とても居心地はよいのですが、このままいくと、このままで人生が終わってしまう。せっかく冒険を求めて家を出たのだから、このあたりでもう一度アドベンチャーもよいのではないかと思ったのです。30代後半でしたから、あと30年くらいは仕事を続けていこう、もう一度新しいことに挑戦してみるのも悪くないという思いもありました」

氏が独立を決意したのは、オイルショック前の71年である。しかし、独立後の仕事には何の保証もない。まだまだ男社会で、親族などの事務所を継いだケースを別とすれば、女性で独立していたのは女性弁理士第一号だった井上清子氏だけだった。

「女が独立して、どのくらい信頼されるか、まったく予測がつきませんでしたから、もちろん不安がありました。最後は、女は度胸、と思いついたところですよ」

育ての親である湯浅氏は「朝、自分で事務所の鍵を開けて、帰る時には自分で鍵を閉めることになる。大変だから」と引き留めたそう。しかし、不安よりも冒険への思いのほうが強かった。

「スリルを求めて独立したのですが、これは大変でした。それまで手がけていた案件は9割が外国からのものですし、特許出願もしたことがない。特許庁にだってそれまでは2度くらいしか行ったことがなかったのです。湯浅事務所ですべて一緒だった秘書がついてきてくれたのですが、英語が堪能な彼女も、特許庁関係のことは知らないわけです。始めてみたら、書類

の作り方さえ分からない。すぐに特許業務に強い人を入れました。郵便局へ自分で行くなどということは、面白くやっていました」

とはいっても、独立したからには、仕事を選んではいられなかった。勉強しながら電気、機械関連の特許出願も手がけたが、化学の領域だけは「どう化けるかわからない」のでお断りしたという。スタッフが増えてからは、氏自身は侵害に関わる相談案件を多く手がけるようになり、最近ではビジネスモデル特許も担当している。



弁理士会館会議室にて

弁理士を取り巻く新たな状況

これまで、世の中がどんなに不況になっても、弁理士の収入は減らないと言われてきた。しかし、そうした状況は変わりつつある。「仕事がいくらでもあった時代が続いたことで、弁理士の側にも甘えがあったと思います。その結果、企業が抱くようになった不信感は一朝一夕でぬぐい去れるものではありません。先日も、中小企業を対象としたセミナーで、弁理士費用が高すぎるぞーという声が会場から発せられました。中小企業を中心に、弁理士は何も知らない、それなのに費用ばかりが高い、という声があります。私は、ほとんどの弁理士が、日々研修に励み、専門分野の知識を深め、励しく変る知財関連法を学び、審査基準や手順をマスターして、日々精力を傾注している実態を十分に知っています。それ故、私共は、私共の仕事がどういうものであるか、そして弁理士の報酬が妥当なものであるということを、もっと中小企業の方々にアピールする広報に力を入れる必要があると思っています」

また弁理士資格を取り巻く状況も大きな変革期にある。その一つが、合格者の増加だ。弁理士が不足していると社会がみているのであれば、そのニーズに対応しなければならない、弁理士の側が人数を規定するのはエゴだというのが社会一般の見方だと、氏は言う。

「試験委員をやった経験からいえば、私は合格者の増加によって、レベルが下がるとは思いません。択一問題の合格点を1点下げただけで、今でしたら合格者は約2000人増えますが、特に受験者が増えていることを思えば、その1点の違いはどれほどのものでしょうか。合格はあくまでも入り口であって、社会に出てから各自がどのようなサービスを身につけ、社会のニーズに答えていくかということが重要なのです。願わくば、資格を取得した後に伸びる人に合格してほしいと思います」

資格者を増やすことへの社会的圧力の背景には、政府による知的財産戦略大綱がある。小泉首相を本部長として今年3月に設けられた知的財産戦略本部に、氏は弁理士会会長として参加し、その推進計画に全面的な協力を表明している。

「知財に対する啓発活動を行い、国民の意識を高めていくことで、新しい仕事を創造することもできるでしょう。とはいえ、これからも仕事の中核を占めるのは出願だと思います。また弁理士の将来展望も託した、人材育成に特に力を入れていきたいと考えています」

知財立国を標榜する国の戦略では、これまで特許に必ずしも結びついてこなかった大学の研究について、大学知財本部やTLOなどの新たな制度による特許技術移転を推進する方向にある。こうした政策によって、弁理士会に対する外部の注目度も高くなっているという。

「そういう意味で、弁理士会は、これまで以上に外部の視線を意識すべきでしょう。知財が注目される時代だからこそ、外部に正しく理解してもらう広報も重要です。あるべき弁理士として、自立心と自負心を持ってほしい。常日頃、大変な勉強をしており、また、勉強好き集団なので、自信をもってプライド高く仕事や社会的活動に対峙してほしいのです」

新しい動きにどう関わるか

一方で、大企業は自社で特許管理・出願できる体制を確立しており、中には500人規模の知的財産部を抱える企業もある。

「今、大学や官庁、中小企業が知財について猛勉強しています。この方々のニーズは大企業とは少し異なる。これから知財を積極的に活用しようという暗中模索状態にある、こうした新たな領域こそ、弁理士がサポートしていくべきでしょう」

このような知財に関する新しい動きを見ていて、今一番足りないのはコーディネーター、大企業でいえば知的

財産部の部長に当たる役割を担う人材だという。氏は、講師として出席した中小企業のセミナーで、複数の企業による知的財産創造工場といった集合体を構築することを提案したそうだ。こうした製造の現場と大学が連携していくためにも、コーディネーターが求められる。

「TLOの認可をとった大学だけでなく、多くの大学で知財本部の設置が進んでいて、これが本格的に動き出します。大学が特許出願することで、その中核を担う大学知財本部は、大企業の知的財産部のような存在になるのではないかと思います。この動きに絡むのに、どのような人材を送るべきか、ということも大事な問題です。大学と製造の連携がスムーズに動き出したら、知財の活用に向けてよい方向に行くと思います」

また現在、各官庁も知財本部をつくる準備を進めている。すでに東京都は知財活動本部を立ち上げ、秋葉原で発明相談を開いており、3ヵ月の間に約700人が相談に訪れたという。都は、外国出願について、上限300万円とする費用のうち半額を無償補助する予算も計上している。こうした事業にどう関わっていくのか、支援していくのか。

「新たに始まった取り組みについて、何ができるか明確ではありませんが、とにかく、知財の専門集団としての自負をもって、どんどん出ていく姿勢が必要ではないでしょうか」

理工系の人材育成を

さらに、法科大学院制度がスタートし、2006年には、法学部出身2年卒業の第1期生が、そして、2008年にはその他学部出身3年卒業の第1期生が出る。ここで知財を学んだ人が、どれだけ弁理士の領域に入ってくるかも、今後の知的財産関連業務の領域に影響を及ぼす。

「知財立国を実現するためには、理工系出身者の弁理士、弁理士を増やすことが必要と思いますが、現在理系の大学からは、知財に関連する法的知識も教育できる専門職大学院の立ち上げについて、協力体制を組むことに関する御相談等もあります」

知的財産の専門家を養成する機関として、専門職大学院を立ち上げることは、弁理士会会長としての、氏の大きな目標の一つである。

他方で、規制緩和から弁理士の仕事の領域は広がる方向にあるが、新たな領域を確実に弁理士のフィールドとするためには、これまでとは違ったスキルも求められる。

現場での課題

近年増えてきた女性弁理士に、女性の立場からのアドバイスをうかがってみた。

「今は、女性だから仕事がやりにくいということはあまりないのではないのでしょうか。ただ、侵害訴訟の場合、差し押さえが入ると、荒っぽい現場に出会うケースもあります。国によっては機関銃を持って待っていたとか、現場に入るのはいいが生きて出られないよと言われた、などという話も聞きます。顧客の話を引き出して対応する出願や相談は、女性には向いていると思います」

これからの弁理士事務所の展開についても、氏は次のように言う。

「おそらく、今までのように、一人か二人の弁理士が何でもやります、どの分野でも取り扱います、というのは難しい時代がくるのは確かです。だから新しい専門領域の出願等を手がけるためには、それぞれの分野の専門弁理士を増やさなければなりません、そうした専門領域は、狭くて先端的な知識が求められる。常にその領域の発明がコンスタントにあるとは限らな

い。このとき、専門スタッフをどう活かすか、というのが問題ですね。弁理士事務所同士が互いに組めばいいのですが、そうするとコンフリクション、抵触の問題が出てくる可能性があります。これをうまくクリアするにはどうしたらよいのか、みなさんうかがいたいと考えるこの頃です。」

自立と冒険。下坂氏の仕事への姿勢には、常にこの二つがあったのだと、お話をうかがって感じた。それが、「弁理士というのは自由業なのです。誰かが仕事を保証してくれるようなものではありません」という氏の活力源なのだろう。仕事を通して身につけたのだろう、強靭さと柔軟さも印象に残った。

全体を見る目と、その要素一つ一つを的確に捉える目を兼ね備え、伝えるべき点を明晰に語り、交渉力にも長けておられることがよくわかった。会長の職務についている間は、好きなアガサ・クリスティの探偵小説を読む時間はなさそうだ。

(インタビュー パテント編集委員：丸山温道，針間一成，近藤豊，岩永勇二，金原玲子，小野曜／構成：藤井久子)

研修所 REPORT.5

特定侵害訴訟代理業務に関する 能力担保研修修了式の報告

本年5月から始まった「平成15年度特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修」が無事終了しました。大阪（9月6日）、名古屋（9月7日）、中国・四国（9月7日）、東京（9月13日）の順で修了式が行われ、15クラス、850人の研修生が45時間の講義及び演習と4本の自宅起案に取り組んで暑い夏を過ごし、これらの課題すべてを修了した840名（98.8%）に修了証書が授与されました。修了式では研修生代表が、講師の方の熱意あふれる講義、指導に対して深い謝意を表するとともに、来る10月26日の特定侵害訴訟代理業務試験に向けて頑張る決意を表明する姿が見られました。講師の方からも研修生の真面目かつ熱心な学習態度に敬意を表されていました。

忙しい仕事をやり繰りしながら、民法、民訴の基礎研修を始めとする能力担保研修を受講することは並大抵の苦労ではなかったと思います。あと少し、あと少し、研修生の皆さんのご健闘をお祈りいたします。年末には付記弁理士第1号が誕生する予定です。

研修所では既に次年度の能力担保研修に向けての準備が始まっています。

(研修所能力担保研修部
部長 江尻ひろ子)



東京イイノホールにて 修了証書の授与



会場風景